

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山形県は、身体障害者手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山形県知事

公表日

令和6年9月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき、身体上の障がいがあるものに対する身体障害者手帳の交付等の事務を行う。 【具体的な事務内容】 ① 身体障害者手帳の交付申請の受理、審査、申請に対する応答に関する事務 ② 障がい程度の変更に係る身体障害者手帳の再交付申請の受理、審査、申請に対する応答に関する事務 ③ 身体障害者手帳の破損や紛失等による再交付申請の受理、手帳の再交付に関する事務 ④ 手帳所持者が氏名を変更した際や居住地を移した際の届出の受理、審査、届出に対する応答に関する事務 ⑤ 身体障害者手帳の返還に関する事務 ⑥ 身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務
③システムの名称	山形県身体障害者手帳発行システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
山形県身体障害者手帳発行システムデータベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表の20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 該当なし 【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山形県健康福祉部障がい福祉課
②所属長の役職名	障がい福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山形県行政情報センター(高等教育政策・学事文書課) 住所: 〒990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 電話: 023-630-3014
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山形県福祉相談センター 更生課 住所: 〒990-0031 山形県山形市十日町1丁目6番6号 電話: 023-627-1197

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年6月12日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年6月12日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	山形県身体障害者手帳発行システム	山形県身体障害者手帳発行システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報提供】	・番号法第19条第7号 別表第二 15、16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116の項	・番号法第19条第7号 別表第二 16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、20、21、22、28、29、30、31、42、53条	事前	
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 大滝 治雄	課長 秋場 淳一郎	事前	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成27年3月31日	平成28年3月31日	事前	
平成28年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報提供】	・番号法第19条第7号 別表第二 16、27、28、31、54、55、56-2、57、79、106、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第12、20、21、22、28、29、30、31、42、53条	・番号法第19条第7号 別表第二 10、14、16、20、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85-2、106、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、11、12、14、20、21、22、28、29、30、31、42、43-4、53、55、59-2条	事前	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 秋場 淳一郎	課長 吉川 浩	事前	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成28年3月31日	平成29年3月31日	事前	
平成29年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事前	
平成31年2月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	課長 吉川 浩	障がい福祉課長	事前	
平成31年2月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成29年3月31日	平成31年2月15日	事前	
平成31年2月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成29年4月1日	平成31年2月15日	事前	
平成31年2月15日	IV リスク対策	新設	基礎項目評価書に記載のとおり	事前	
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 1. 対象人数(いつ時点の計数か)	平成31年2月15日	令和2年6月12日	事前	
令和2年6月12日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数(いつ時点の計数か)	平成31年2月15日	令和2年6月12日	事前	
令和6年9月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第11条	番号法第9条第1項 別表の20の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第11条	事前	
令和6年9月9日	I 関連情報 4. 情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠【情報提供】	【情報提供】 ・番号法第19条第7号 別表第二 10、14、16、20、27、28、31、54、55、56-2、57、79、85-2、106、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、11、12、14、20、21、22、28、29、30、31、42、43-4、53、55、59-2条	【情報提供】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表14の項、18の項、20の項、25の項、37の項、42の項、48の項	事前	